

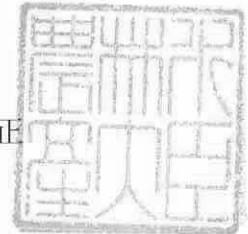
日本農林規格の確認について

「生産情報公表牛肉」

平成25年8月28日

農林物資規格調査会 殿

農林水産大臣 林 芳正



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格の制定、下記2から5までに掲げる日本農林規格の改正並びに下記6及び7に掲げる日本農林規格の確認を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項（同法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 直交集成板の日本農林規格
- 2 乾燥スープの日本農林規格（昭和50年5月30日農林省告示第602号）
- 3 ドレッシングの日本農林規格（昭和50年10月4日農林省告示第955号）
- 4 醸造酢の日本農林規格（昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）
- 5 合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）
- ⑥ 生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）
- 7 生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）

生産情報公表牛肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 2 5 年 9 月 4 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 1 0 条の規定及び「J A S 規格の制定・見直しの基準」（平成 2 4 年 2 月 2 4 日農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日農林水産省告示第 1 7 9 4 号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表牛肉の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表牛肉の日本農林規格に係る規格調査の概要

1 品質の現況

(1) 製品の流通実態

生産情報公表牛肉とは、識別番号ごとに牛肉の生産に係る情報をインターネットなどを利用して公表している牛肉のことである。

JAS 格付された生産情報公表牛肉は、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みとして、牛肉の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者に認証されていることが特徴である。

主な流通経路は図1のとおりであり、通常の牛肉と同様である。

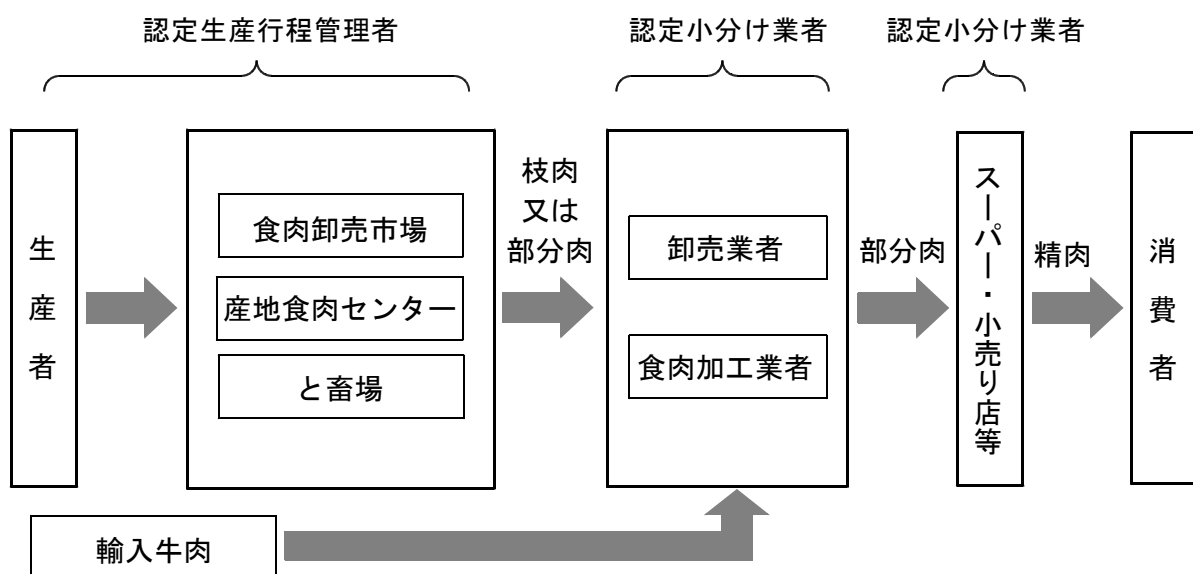


図1 生産情報公表牛肉の流通経路

(2) JAS 規格の基準

生産情報公表牛肉のJAS規格では、以下の牛肉の生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表することを規定している。

- ①出生の年月日
- ②雌雄の別
- ③管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
- ④牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- ⑤とさつの年月日
- ⑥牛の種別
- ⑦と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

⑧管理者が給餌した飼料の名称

⑨管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

(3) 品質の実態

牛肉は「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）」により、国内で生産された牛肉について「個体識別番号」又は「荷口番号」の表示が義務づけられ、出生、雌雄の別などの情報を公表している。

JAS規格では国内で生産された牛肉と輸入牛肉を対象とし、「個体識別番号」以外に名称に近接して「生産情報公表牛肉」の表示が規定されている。また、牛トレーサビリティ法で伝達が義務付けられた情報に加えて「管理者が給餌した飼料の名称」及び「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」の情報を公表することが規定されている。

2 生産の現況

(1) 生産の状況

平成23年度の牛肉の国内生産数量は505,000トン、輸入量は737,000トンである。国内生産数量の1,000トンは海外に輸出され、国内供給量は1,241,000トンである（表1）。

輸入量は国内供給量の約60%を占めている。

表1 生産数量の推移（平成19年度～平成23年度）

（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
国内生産数量 (a)	513,000	518,000	516,000	512,000	505,000	－8,000
輸入量(b)	662,000	671,000	679,000	731,000	737,000	+75,000
輸出量(c)	0	1,000	1,000	1,000	1,000	+1,000
国内供給量 (a)＋(b)－(c)	1,175,000	1,188,000	1,194,000	1,242,000	1,241,000	+66,000

※ 国内生産数量、輸入量、輸出量：農林水産省「食糧需給表」（枝肉換算）

(2) 格付の状況

① 認定生産行程管理者による格付

平成23年度の格付数量は3,727トンであり、平成19年度と比べると798トン減少している（表2）。格付数量のうち、海外での格付数量は、ほぼ横ばいである。

過去5年間の生産情報公表牛肉の格付率は、約0.1～0.5%である。また、平成23年度の認定生産行程管理者数は26者であり、そのうち外国の認定生産行程管理者は5者である（表2）。平成19年度と比べると5者減少している。認定生産行程管理者のうち、12者がJAS格付を実施している。

外国では、オーストラリア（枝肉、部分肉）とメキシコ（部分肉）で格付実績がある。

表2 認定生産行程管理者における格付状況の推移（平成19年度～平成23年度）
（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
格付数量 (a)＋(b)	4,525	1,351	3,685	4,847	3,727	-798
枝肉(a)	2,965	1,138	2,359	1,973	3,230	+265
国内	1,807	521	2,339	1,952	1,935	+128
外国	1,158	617	19	21	1,295	+137
部分肉(b)	1,560	213	1,327	2,875	496	-1,064
国内	1,006	213	236	75	79	-927
外国	554	0	1,091	2,799	417	-137
格付率(%)	0.44	0.12	0.36	0.49	0.32	-0.12
認定生産行程 管理者数(者)	31	30	26	22	26	-5
国内	24	25	21	19	21	-3

外国	7	5	5	3	5	-2
----	---	---	---	---	---	----

※ 認定生産行程管理者数、格付数量：農林水産省（消費・安全局表示・規格課）
調べ

格付率（％）：格付数量(部分肉ベース)／国内供給量(部分肉ベース)×100

格付数量(部分肉ベース)＝枝肉格付数量×0.7*＋部分肉格付数量

国内供給量(部分肉ベース)＝国内供給量(表1)×0.7*

(＊：枝肉から部分肉に換算する係数)

② 認定小分け業者による格付の表示

平成23年度の格付表示数量は161トンであり、平成19年度と比べると73トン減少している（表3）。

平成23年度の認定小分け業者数は22者であり、外国の小分け業者はいない。平成19年度と比べると、16者減少している。また、認定小分け業者のうち、7者がJAS格付を実施している。

外国では、平成19年度にニュージーランドで格付表示実績がある。

表3 認定小分け業者における格付表示状況の推移（平成19年度～平成23年度）
（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
格付表示数量	234	187	267	377	161	-73
国内	214	187	267	377	161	-53
外国	20	0	0	0	0	-20
認定小分け 業者数(者)	38	38	34	26	22	-16
国内	35	38	34	26	22	-13
外国	3	0	0	0	0	-3

※ 認定小分け業者数、格付表示数量：農林水産省（消費・安全局表示・規格課）

調べ

(3) 規格の利用状況

JAS格付品（以下「JAS品」という。）とJAS品以外のもの（以下「非JAS品」という。）について、公表されている生産情報の内容等を調査した。

認定生産行程管理者の一部は、非JAS品についても、牛トレーサビリティ法で伝達が義務付けられた情報に加え、JAS規格に規定されている給餌飼料の情報を公表していた。

3 取引の現況

(1) 取引の状況

生産情報公表牛肉は、通常の牛肉同様、と畜場で処理され、枝肉に加工される。

加工された枝肉は卸売市場において、セリにかけられるものと市場を通さず相対取引される場合があるが、市場での取引の割合が多い。

(2) 規格の利用状況

一部の卸売業者は、JAS品であることをPRし、生産情報公表牛肉を納品していた。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

平成23年度の認定生産行程管理者による格付数量3,727トンに対し、認定小分け業者による格付表示数量は161トンであり、消費者向けにJASマークを付した生産情報公表牛肉の流通は、ごく少量にとどまっている。

(2) 規格の利用状況

今まで生産情報公表牛肉を取り扱ったことがある惣菜メーカー、外食等の実需者は、他の商品との差別化や、生産情報の入手などの理由から、生産情報公表牛肉を使用していた。

5 将来の見通し

過去5年間に生産情報公表牛肉の格付数量に大きな変動はなく、今後も同様の傾向となると見込まれる。認定生産行程管理者数及び認定小分け業者数についても同様に大きく変動しないものと見込まれる。

6 国際的な規格の動向

生産情報公表牛肉に関するCodex規格等の国際的な規格は制定されていない。

生産情報公表牛肉の日本農林規格の確認案の概要

1 規格の位置付け

生産情報公表牛肉の日本農林規格は、一般的な牛肉と比べ生産情報を公表していることに特色があり、生産行程が相当程度明確化していることから、「特色規格」として位置付けられる。

2 確認案の概要

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表牛肉の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表牛肉の日本農林規格

制 定 平成15年10月31日農林水産省告示第1794号
最終改正 平成20年11月11日農林水産省告示第1608号

(目的)

第1条 この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日） (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (5) とさつの年月日 (6) 牛の種別 (7) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (8) 管理者が給餌した飼料の名称 (9) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表牛肉	生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉をいう。
生産情報公表特定牛肉	特定牛肉（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第3項に規定する特定牛肉をいう。以下同じ。）のうち、次条及び第4条の規格に適合するものをいう。

生産情報公表輸入 牛肉	特定牛肉以外の牛肉のうち、第5条及び第6条の規格 に適合するものをいう。
----------------	---

- 2 前項の表生産情報の項(6)の牛の種別は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 黒毛和種
 - (2) 褐毛和種
 - (3) 日本短角種
 - (4) 無角和種
 - (5) (1)に掲げる種と(2)に掲げる種との交雑により生じた種（この種と(1)又は(2)に掲げる種との交雑により生じた種を含む。）
 - (6) 和牛間交雑種
 - (7) 肉専用種
 - (8) ホルスタイン種
 - (9) ジャージー種
 - (10) 乳用種
 - (11) 交雑種
- 3 前項(6)に規定する「和牛間交雑種」とは、同項(1)から(4)までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項(1)から(5)までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項(5)に掲げる種を除く。）をいい、同項(7)に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項(8)から(10)までに掲げる種の牛でないものの種（同項(1)から(6)まで及び同項(11)に掲げる種を除く。）をいい、同項(10)に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項(8)及び(9)に掲げる種を除く。）をいい、同項(11)に規定する「交雑種」とは、同項(1)から(7)までに掲げる種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。
- 4 第1項の表生産情報の項(9)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 麻酔剤
 - (2) 催眠鎮静剤
 - (3) 解熱鎮痛消炎剤
 - (4) 鎮痙剤
 - (5) 自律神経剤
 - (6) 強心剤
 - (7) 鎮咳きよ痰剤
 - (8) 利尿剤
 - (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
 - (10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）
 - (11) ホルモン剤
 - (12) 子宮収縮剤
 - (13) 肝臓疾患用剤及び解毒剤
 - (14) サルファ剤
 - (15) 合成抗菌剤
 - (16) 抗原虫剤
 - (17) 抗生物質製剤
 - (18) 内寄生虫駆除剤

- (19) (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮ふ疾患用剤
- (20) ワクチン
- (21) 抗血清
- (22) (20)及び(21)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (23) (1)から(22)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。ただし、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保管されているものにあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとみなす。 (1) 管理者が給餌した飼料の名称 (2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 (3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日 (4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
生産情報の公表	生産情報を一頭ごとに事実即して公表していること。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。

第4条 生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の

	見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。
表示の方法	生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第3条第1項第1号及び第4条の2第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(生産情報公表輸入牛肉の規格)

第5条 生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していることとする。

第6条 生産情報公表輸入牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別情報(牛の個体を識別するために必要な番号等をいう。以下同じ。) (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあつては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号(当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。) (3) 生産情報の公表の方法

表示の方法	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号及び第4条の2第1項第1号に掲げる事項、個体識別情報、荷口番号並びに生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 個体識別情報又は荷口番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

パブリックコメント等募集結果

生産情報公表牛肉の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H25. 7. 22～8. 20）

(1) 受付件数 3 件（団体 1、個人 2）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

生産情報公表牛肉の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要
及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第2条 定義（生産情報）		
公表する生産情報にアニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理のことで、一般的に人間が動物に対して与える痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えるなどの活動により動物の心理学的幸福を実現する考えのことをいう。）に関する以下の情報を追加してほしい。 ・ 1頭当たりの肥育面積 ・ ビタミンA抑制の有無 ・ 除角の有無及び時期 等	3	アニマルウェルフェアに関する情報の追加については、消費者、生産者、実需者等から意見を聴いた上で、当該情報の公表の是非、実行可能性等を検討して規定する必要があります。現時点ではこれらの検討が行われていないことから、現行どおりとします。 なお、本規格で定められている生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。